

# n c m I Pフォン利用規約

株式会社長崎ケーブルメディア

## 目次

第1条（総則）	2
第2条（用語の定義）	2
第3条（サービスの内容等）	2
第4条（契約の単位）	3
第5条（利用申込）	3
第6条（料金の支払等）	3
第7条（通話品質）	4
第8条（電話番号の付与）	4
第9条（通話の切替）	4
第10条（発信者電話番号通知）	5
第11条（IP電話接続装置）	5
第12条（サービスの解約）	6
第13条（サービスの利用休止）	6
第14条（サービスの中止又は中断）	6
第15条（サービスの停止）	6
第16条（サービスの終了等）	7
第17条（免責）	7
第18条（禁止事項）	7
第19条（協議）	8
附 則	8

## 第1条（総則）

株式会社長崎ケーブルメディア（以下「当社」といいます。）は、当社のインターネットサービスの加入者（以下「加入者」といいます。）を対象に提供するIP電話サービス「ncm IPフォン」（以下「本サービス」といいます。）に関して、当社所定の申込手続を完了し利用する者（以下「利用者」といいます。）に対し、以下のとおりncm IPフォン利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めるものとします。

2 利用者は、本規約のほか、定めのない事項については、長崎ケーブルメディア 総合契約約款及びインターネットサービス利用規約（以下「約款等」といいます。）が適用されることを確認するものとします。

3 当社は、本規約を変更することがあります。なお、この場合には、変更後の新規約を適用するものとします。

## 第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 VoIP	インターネットプロトコルにより音声通話を実現する技術
2 IP電話	VoIP網を利用して提供する音声電話サービス
3 IP電話接続装置（VoIP-TA）	IP電話を利用することを可能にするVoIP機能を有する通信機器
4 IP電話番号	050から始まる11桁の番号
5 VoIPシステム提供事業者	エヌ・ティー・ティー・コミュニケーションズ株式会社
6 ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係わる交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定め利用者に請求する料金

## 第3条（サービスの内容等）

本サービスは、当社が指定するインターネットサービスのプランを契約している加入者に対し、IP電話を提供するサービスです。

2 利用者は、当社より貸出されたIP電話接続装置を使用して本サービスを利用するものとします。

#### 第4条（契約の単位）

当社は、IP電話番号ごとに1の契約を締結します。

#### 第5条（利用申込）

本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約に同意の上、当社所定の手続に従って利用申込を行うものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、その利用申込を承認しないことがあります。また、当社は承認後においても次の各号のいずれかに該当する事実が判明した場合には、違約の責を負うことなく、その承認を取消することができるものとします。

（1）申込内容に虚偽、誤記又は記入漏れがあった場合

（2）申込者が、当社が指定するインターネットサービスのプランを契約していない場合

（3）申込者が、当社が提供するサービスの料金の支払を怠っている場合、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合

（4）当社が、申込者を利用者とするのが技術上著しく困難である、又は業務の遂行上著しい支障があると判断した場合

（5）申込者が、日本国外に居住する場合

（6）その他、当社が申込者を利用者とするのを不相当と判断した場合

3 利用者は、本サービスの利用申込を行うにあたり、IP電話で発着信ができない番号があることを確認するものとします。

#### 第6条（料金の支払等）

利用者は、当社がインターネットサービス利用規約に定めるインターネットサービス料金表（以下「料金表」といいます。）に規定する本サービスの基本料金、手続に関する料金及び工事に関する費用、並びに当社が別途定める通話料金及びユニバーサルサービス料（以下「料金」といいます。）を当社に支払うものとします。

2 利用者は、国際通話料金を除き、消費税相当額を負担するものとします。

3 利用者は、当社が本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から起算して、本サービスの解約があった日の属する月までの期間（提供を開始した日の属する月と解約又は廃止があった日の属する月が同一の月である場合は1ヶ月間とします。）については、通話の有無にかかわらず、本サービスの基本料金を当社に支払うものとします。なお、本サービスが月の途中で解約された場合、理由の如何を問わず当該月に係わる基本料金は減額されないものとします。

4 利用者は、当社が本サービスの提供を開始した日から、本サービスの解約があった日までの期間については、本サービスの通話料金及びユニバーサルサービス料を当社に支払うものとします。

5 利用中止等により、本サービスの利用ができない状態が生じたときの料金の支払は、次によります。

(1) 本規約第14条(サービスの中止又は中断)の規定により、本サービスの中止又は中断があった場合における当該中止又は中断期間の料金は、免除又は減額されないものとします。ただし、インターネットサービス利用規約第34条(責任の制限)の規定による場合を除きます。

(2) 本規約第15条(サービスの停止)の規定により、本サービスの停止があった場合における当該停止期間の料金は、当該サービスが利用されていたものとして取扱います。

### 第7条(通話品質)

本サービスに関する通話品質は、利用者の利用形態及び利用時の通信速度等により変動する場合があります。

2 利用者が、本サービスの利用中に通話品質の低下等何らかの異常を感じた場合、速やかにその旨を当社に通知するものとします。

### 第8条(電話番号の付与)

当社は、本サービスに必要なIP電話番号を利用者に対して付与するものとします。

2 利用者は、IP電話番号を指定することはできません。当社が空き番号より自動的に割当てするものとします。

3 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、利用者に付与したIP電話番号を変更することがあります。

4 当社は、前項の規定により、IP電話番号を変更する場合には、予めそのことを利用者に通知します。

5 利用者は、付与されたIP電話番号の変更を申出することはできません。

6 利用者は、付与されたIP電話番号に係わる一切の管理責任を負うものとします。IP電話番号の第三者による使用、使用上の過誤、紛失、その他による損害は利用者が負うものとし、本規約等で特に定める場合を除き、当社はいかなる責任も負わないものとします。

7 付与されたIP電話番号は、本サービスの解約があった時点で利用できなくなります。また、利用者が本サービスの利用申込を再度行った場合、新たなIP電話番号が付与されるものとします。

### 第9条(通話の切替)

利用者は、IP電話で発信ができない番号について、利用者が別途契約している一般電話会社の回線に接続、切替えることで発信することができます。

2 利用者は、一般電話会社の回線に切替えて発信した場合、一般電話会社での通話料が

かかることを予め確認し、了承するものとします。

#### **第10条（発信者電話番号通知）**

本サービスを利用した通話については、IP電話番号を着信先の端末機器へ通知します。ただし、次の通話については、この限りではありません。

- （1）通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話
- （2）発信電話番号非通知機能の設定を行っているIP電話接続装置から行う通話（通話の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通話を除きます。）

2 当社は、電話番号を着信先の端末機器等へ通知する、又は通知しないことに伴い発生する損害については、いかなる責任も負わないものとします。

#### **第11条（IP電話接続装置）**

当社は、利用者に対し、本サービスを利用するために必要なIP電話接続装置を貸与します。

2 本サービスを提供するために必要なIP電話接続装置等の設置、工事等については、当社又は当社が指定する者が行います。

3 利用者は、当社が認める場合を除き、IP電話接続装置の交換を申出することはできません。

4 利用者は、使用上の注意事項を厳守し、善良な管理者の注意を持って、IP電話接続装置を維持管理するものとします。

5 IP電話接続装置への一般電話会社の回線の接続及び一般電話会社との契約は、利用者の責任において行うものとします。

6 IP電話接続装置の一般電話会社への回線切替機能により利用者に損害が発生した場合において、当社はいかなる責任も負わないものとします。

7 利用者は、一般電話会社の回線を利用しない場合、IP電話接続装置への一般電話会社の回線接続及び同事業者との契約は必要ありません。

8 利用者は、故意又は過失によりIP電話接続装置を故障又は破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、故意又は過失によりIP電話接続装置を紛失又は修理不能とした場合は、料金表に規定する損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

9 利用者は、当社及び他の通信事業者が必要に応じて行う場合があるIP電話接続装置の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

10 利用者は、当社所定の方法により、同一の構内又は同一の建物内における、IP電話接続装置の移転を申出ることができるものとし、移転に関する費用については、利用者が負担するものとします。ただし、契約内容の変更又は制限がある場合があります。

11 IP電話接続装置の移転が前項に定める場所以外であったときは、契約内容の変更又は移転できない場合があります。

12 当社は、本サービスが解約又は廃止となった場合は、I P 電話接続装置の撤去を行います。

### 第12条（サービスの解約）

利用者は、本サービスを解約しようとするときは、当社所定の方法にてその旨を通知するものとします。

2 前項による本サービスの解約は、利用者より申出があり、当社がI P 電話接続装置の撤去及びシステムの登録解除により本サービスを停止することで完了します。

### 第13条（サービスの利用休止）

当社は、利用者から当社のインターネットサービスの利用休止の申出があったときは、本サービスの利用休止もあわせて行います。休止の申出は、インターネットサービス利用規約第17条（サービスの利用休止）の記載に準じます。

2 本サービスのみの利用休止はできません。

3 利用者は、第1項による利用休止の間も本サービスの基本料金及びユニバーサルサービス料を当社に支払うものとします。

### 第14条（サービスの中止又は中断）

当社は、次の場合には、本サービスを中止又は中断することがあります。

(1) 本サービスの提供に必要な設備の保守点検等を定期的に、又は緊急に行う場合

(2) 本サービスの提供に必要な設備に故障等が生じた場合

(3) 停電、火災、地震その他不可抗力により本サービスの提供が困難な場合

(4) 本サービスを提供することが技術的な理由により困難な場合

(5) 政府機関の規制、命令によるとき、又はVoIPシステム提供事業者等がサービスの提供を中止又は中断した場合

(6) 前各号のほか、本サービスの運営上、停止が必要と判断した場合

2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用を中止又は中断をするときは、そのことを当社所定の方法にて利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第15条（サービスの停止）

当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止する場合があります。

(1) 本サービスの利用条件を満たさなくなった場合

(2) 本規約第5条（利用申込）第2項の各号のいずれかに該当することが判明した場合

(3) システムの不正使用があった場合

(4) 前各号のほか、本規約及び約款等に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社設備のいずれかに著しい支障を与え、又は与えるおそれがある場合

2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用停止をするときは、そのことを当社所定の方法にて利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### **第16条 (サービスの終了等)**

当社のインターネットサービスの加入者でなくなった場合は、本サービスも終了します。

2 当社は、事前に通知をした上で、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとします。

#### **第17条 (免責)**

当社は、本サービスの完全性、正確性、確実性、有用性又は通話品質について、いかなる保証もいたしません。

2 当社は、次の各号のほか、利用者の故意又は過失により生じた損害に対して、いかなる責任も負わないものとします。

(1) V o I Pシステム提供事業者等のサービスに関する事項及びそれらのサービスに起因する本サービスの不具合が生じた場合

(2) 本サービスの提供、遅滞、変更、中止、中断、停止、解除、終了又は廃止があった場合

(3) 本サービスを通じて登録、提供される情報等の消失等が発生した場合

(4) 本サービスの利用により、利用者と第三者との間に損害が生じた場合

(5) 利用者が行う I P 電話接続装置の設定変更により、利用者又は第三者に損害が生じた場合

(6) その他、当社の責に帰することのできない事由

#### **第18条 (禁止事項)**

利用者は、故意又は過失を問わず、本サービスを利用して、次の各号に規定する事項を行ってはならないものとします。

(1) 当社が貸与した I P 電話接続装置以外で本サービスを利用する行為

(2) I P 電話接続装置を他の事業者のインターネット端末接続装置に接続する行為

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、I P 電話接続装置に他の機械、付加物品を取付ける行為

(4) I P 電話接続装置を直接又は間接を問わず、改造、変造、解析等する行為

(5) I P 電話接続装置を不正に使用する行為

(6) I P 電話接続装置を第三者に貸与、質入れ又は譲渡する行為

- (7) 本サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し、重大な支障を与える行為
- (8) 当社所定の加入申込書に記載されている設置場所以外で本サービスを使用する行為

#### **第19条（協議）**

利用者及び当社は、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上、解決するものとします。

#### **附 則**

（実施期日）

本規約は、平成16年8月1日より実施します。

本規約は、平成17年8月1日より改訂の上、実施します。

本規約は、平成19年6月1日より改訂の上、実施します。

本規約は、平成24年5月1日より改訂の上、実施します。

本規約は、平成24年11月1日より改訂の上、実施します。

本規約は、平成25年2月18日より改訂の上、実施します。

本規約は、平成29年8月1日より改訂の上、実施します。